

# 語句説明・索引

※ページ数は主なページを掲載しています。

## [あ]

### アイドリングストップ (p15)

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止することで、大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

### 赤潮 (p78)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、①赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、②赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、③有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、④細菌が増殖する、などの諸説がある。

### 悪臭防止法 (p59)

工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和46年法律第91号）。

### 硫黄酸化物 (SOX) (p49)

二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO<sub>2</sub>）や三酸化硫黄（無水硫酸：SO<sub>3</sub>）など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

## [い]

### 一酸化炭素 (CO) (p54)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

### 一般廃棄物 (p96)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

## [う]

### 上乘せ基準 (p74)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

## [え]

### エコマネー (p101)

「お金」ではなく、ボランティア清掃やマイバッグ運動などの「環境に配慮した行動」に取り組んだ方々に「感謝の心」を表現する手段として交付するもの。

## [お]

### おおいたうつくし作戦 (p8)

県民総参加型の取り組みであるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた作戦。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

### おおいたうつくし作戦県民会議 (p8, 119)

全ての県民が自ら環境保全活動に取り組み、及び地域の活力を高めていくことを目的に設立された組織で、学術経験者や、環境関係の団体、事業所及びNPO法人の役員などで構成される。自然保護・観光、廃棄物・大気・水環境、地球温暖化対策、環境関連産業、環境教育・ボランティア部会の5部会を置き、県の環境施策に対して意見等を提出している。

### おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度 (p17)

うつくしく快適な大分県づくり条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発や永年に渡る環境

美か活動等に関して著しく功績のあった者（団体を含む）を顕彰する制度。

**おおいたうつくし作戦推進隊 (p119)**

おおいたうつくし作戦のけん引役を担う団体で、地域の住民と協働し環境保全活動や地域づくりを行う。

その活動範囲は、河川・海岸の清掃活動や花いっぱい運動、3R、地球温暖化防止、自然保護活動など多岐に及ぶ。

**大分県エコエネルギー導入促進条例 (p108)**

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定（平成15年4月1日施行）。

国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義（第2条）している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城県、岩手県に続き4番目の制定。

**大分県環境基本条例 (p6)**

環境保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、基本理念の実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、本県の環境行政の根幹を示すものであるとともに、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いを持つものである。

**大分県産業廃棄物税条例 (p6)**

循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取り組みを誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため、平成17年4月1日から施行された。徴収した産業廃棄物税の使途事業は①排出抑制・再生利用の推進②適正処理の推進③基盤整備の推進④啓発広報等の推進の4事業である。

**大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (p6, 19)**

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的に、平成17年7月に制定し、平成17年10月から（一部は平成18年4月から）施行している。①産業廃棄物処理施設等の設置等②県外産業廃棄物の搬入③産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本を柱としている。

**大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン 2015～ (p11)**

本県行政運営の長期的・総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにするもの。計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間。

**大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 (p6, 20)**

平成18年大分県条例第41号（平成18年7月7日公布）。大分県環境基本条例第3条の基本理念のっとり、土砂等の埋立等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに崩落等による災害の発生の未然防止を目的とし、埋立等の面積が3,000㎡以上の特定事業について許可制を採用している（平成18年大分県条例第41号）。

**大分県農業指導士 (p94)**

農業の安全使用・適正販売の確保を図るため、農林水産省通知（昭和62年農蚕第6166号）に基づいて、大分県が定めた「大分県農業指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農業取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農業販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

**大分県廃棄物処理計画 (p100)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。第5次計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年となっている。

**オゾン層 (p15)**

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

**汚濁負荷量 (p74)**

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/L等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排出水量（排出量）で算出される。例えば、BOD1,000mg/L（=1kg/㎡）の排水を1,000㎡/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000mg/L×1,000㎡/日=1,000kg/日と算出される。

**汚泥（スラッジ）（p96）**

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべてを含むものである。

**温室効果ガス（p5, 103）**

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

**温泉法（p46）**

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として1948年に制定された法律。温泉の定義（摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス）、温泉の保護（温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要）、温泉の利用（温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要）、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

**[か]**

**かおり風景100選（p60）**

近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、身のまわりの不快なおいを低減し、快適なおい環境を創造しようとする地域の取組の促進を目的として、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化-かおり環境-を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を環境省が選定した。

**核種分析（p95）**

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素（アイソトープ）が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えるとき、核種という言葉が使われる。例えば、Co（コバルト）という元素を例にとると、自然界には<sup>59</sup>Co（コバルト-59）という核種のみが存在し、原子炉の中では<sup>60</sup>Co（コバルト-60）という核種が作られている。そして、<sup>59</sup>Coは放射能を持たないで安定核種、放射能を持つ<sup>60</sup>Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを調べることを核種分析という。

**環境影響評価[環境アセスメント]（p5,14,131）**

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

**環境NPO法人（p8, 127）**

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けた法人（NPO法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

**環境技術（p17）**

我々を取り巻く様々な環境問題を解決・改善するための技術を総称して「環境技術」と呼ぶ。具体的には排ガス処理などの公害対策技術、有害化学物質処理技術、廃棄物・リサイクル対策技術、地球温暖化対策技術など広範に渡っている。ごみゼロおおいた作戦では産学官民の技術力を結集した環境技術開発への挑戦と開発された技術の集積による環境産業の拡大を促進し、大分の新しい活力を創造することを目指している。

**環境基準（p49, 62）**

環境基準については、環境基本法において第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なる。

**環境基本法（p5, 104）**

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。こ



の他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

#### 環境教育アドバイザー（p126, 127, 129）

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方など環境に詳しい人と団体を委嘱している。テーマは派遣依頼者が自由に設定でき、最寄りの保健所から制度の申込みを行う。（大分市内在住者は県うつくし作戦推進課へ直接提出する）

#### 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（p127）

近年、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や、国連の「持続可能な開発のための教育」（ESD）の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに制定された。協働取組の推進や生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加して、都道府県の取組として環境教育・協働取組推進の行動計画を策定すること、自然体験の場の認定事務を行うことなどを定めた。また、学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規程を追加した他、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、学校教育における教育環境の充実を図ることを定めた。平成23年6月成立、平成24年10月1日全面施行。

#### 環境指標（p11）

環境施策の適切かつ効果的な進行管理を図るため、主要な施策53項目について計画の中間年度及び目標年度において達成することをめざした数値目標。

#### 環境美化の日（p16, 120）

環境美化についての関心と理解を深めることに繋がるような行事の実施を通じて、県民や事業者環境保全活動に対する取組の意欲の向上を図り、美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進していくことを目的として美しく快適な大分県づくり条例第9条に規定されたもの。

#### 環境負荷（p11, 135）

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガス

や生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

#### 環境マネジメントシステム（p134）

環境マネジメントとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境の保全のためにとる行動を計画・実行・評価することを指し、そのための環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続を環境マネジメントシステムという。環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境マネジメント（環境管理）に関する計画等の実行状況の点検作業を行うことを環境監査という。

#### 〔き〕

#### 気候変動適応計画（p104）

気候変動適応法の規定に基づき、気候変動による様々な影響に対し、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年11月に策定された。農林水産業、自然災害、健康等の各分野で気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものである。

#### 気候変動適応センター（p111）

気候変動適応法第14条の規定に基づく、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点。大分県においては、令和3年4月に大分県気候変動適応センターを設置し、国や県庁各課との連絡調整や県民への情報発信などを担う事務局機能をうつくし作戦推進課内に、気候データの収集・整理及び気候変動影響予測を行う研究機能を衛生環境研究センターに置いている。

#### 気候変動適応法（p104）

気候変動への適応を推進することを目的として、2018年に制定された。環境省所管。本法では、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立環境開発法人国利環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。地域においては、都道府県及び市町村地域適応計画の策定、地域気候変動適応センターの確保を努力義務としている。

**気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (p103)**

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連機関のひとつ。

**揮発性有機化合物 (VOC) (p49)**

揮発性有機化合物でVolatile Organic Compoundsの略。代表的な物質として、トルエン、キシレン、酸化エチルなど。主なもので約200種類。塗料溶剤 (シンナー)、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれる。

SPMや光化学オキシダントの原因物質の一つ。規制の対象となるVOCについては、大気汚染防止法において、「大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)」と定義している (法第2第4項)。

気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント (オゾン等) を生成する。また、光化学反応の結果、VOCが低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。

**休猟区 (p32)**

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

**京都議定書目標達成計画 (p104)**

日本の温室効果ガス総排出量を1990年に比べ6%削減することを定めた京都議定書の順守に向け、政府が平成17年4月にまとめた行動計画。全体の約9割を占める二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) について、省エネ機器の普及などで同年比0.6%増に抑制。他のガスの削減やCO<sub>2</sub>の森林吸収効果、京都メカニズムの活用などを合わせて全体として目標を達成するとの内容。

**[<]****空間線量 (p95)**

空間における放射線の量 (強さ) であり、一般に大気、大地からのγ線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h (ナノグレイ/時) の単位で表す。

**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (p135)**

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、(1)国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2)情報提供の充実によ

り、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成13年4月1日より施行。

**[け]****K値 (p49)**

大気汚染防止法で定められた定数で、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。K値は、地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

**[こ]****光化学オキシダント (p54)**

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン (O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが高くなると光化学スモッグが発生し、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

**公共用水域 (p62)**

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する地域公共管渠、かんがい用水路その他の公共のように供される水路 (終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。) をいう。

**厚生労働大臣登録検査機関 (p77)**

水道法に定める定期及び臨時の水質検査を依頼する場合は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼しなければならない。

県内を検査区域に定めている機関は25社あり、その内検査施設を県内に有している機関は、(公社) 大分県薬剤師会、(株) 住化分析センターの2社がある。

**固定発生源 (p49)**

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

**[さ]****産業廃棄物 (p96)**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

**産業廃棄物監視員 (p98)**

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置している。①産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導②産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務としている。

**酸性雨 (p112)**

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫酸化合物や窒素酸化合物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

**[し]**

**持続可能な開発のための教育 (p127)**

ESD：Education for Sustainable Development 国は「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

環境省は、環境教育を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人ひとりが持続可能な社会づくりに参画する力を育むことを促すことで、ESDを推進することを目指している。我が国が提唱した「国連ESDの10年」（2005年～2014年）では、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育や学習のあらゆる側面に導入することを目指している。

**循環型社会形成推進基本計画 (p6)**

平成12年6月公布の循環型社会形成基本推進法の第15条に基づき、平成15年3月策定。循環型社会のイメージとして、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル（くらし）、環境保全志向のものづくり・サービスの提供（ものづくり）、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど（廃棄物）を提示している。平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、国内外を問わず低炭素社会や自然共生社会、循環型社会の形成に向けた取組を統合することや、地域や3Rの国民運動を提示している。

**循環型社会形成推進基本法 (p5, 100)**

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針、関係主体の責務等を定めた法律（平成12年法律第110号）。

**浄化槽 (p82)**

し尿等を微生物の作用による腐敗や酸化分解等によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

**振動規制法 (p59)**

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和51年法律第64号）。

**[す]**

**水生生物による水質調査 (p73)**

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

**スマートコミュニティ (p114)**

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

**3R（排出削減、再使用、再利用）(p100)**

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝排出削減）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

**[せ]**

**生活排水 (p63)**

水質汚濁防止法によれば、便所、台所、風呂、洗濯および炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水のこと、公共用水域に排出されるもののうち産業排水を除いたもの。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。



**生物多様性 (p5, 25)**

地球上の生物の多様さとともに、その育成・生育環境の多様さを表す概念であり。生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

**生物多様性基本法 (p5)**

平成20年法律第58号。国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を統合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

**[そ]****騒音規制法 (p59)**

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和43年法律第98号）。

**騒音に係る環境基準 (p57)**

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

**総量規制 (p74)**

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

**[た]****ダイオキシン類 (p90)**

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベ

ンゾフラン（PCDFS）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われている。近年、我が国でもゴミ焼却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

**大気汚染防止法 (p49)**

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの（昭和43年6月10日法律第97号）。

**第3次大分県環境基本計画～うつくし作戦推進基本プラン～ (p6, 11)**

「天然自然が輝く恵み豊かでうつくしく快適なおおいた」を目指すべき将来像とし、その実現に向けて5つの基本を定めている。環境保全活動を通じて地域の活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけており、数値目標としての環境指標を53項目設定し、「大分県環境審議会」並びに「おおいたうつくし作戦県民会議」において適切な進行管理を行うこととしている。

**第3次大分県環境教育等行動計画 (p113)**

環境教育等による環境保全の取組を推進する第8条に規定された行動計画であるとともに、第3次大分県環境基本計画の環境教育等に関する個別計画であり、環境教育等に関し方向性及び具体的施策を示し、それを総合低気圧計画的に実現するために策定された。第3次計画の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年となっている。

**炭化水素（HC）(p56)**

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

**[ち]**

**地球温暖化対策計画 (p104)**

地球温暖化対策の総合的活計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項、中期目標（2030年度2013年度比で26%減）等の目標達成のために国、地方公共団体が高ずべき施策等について記載されている。

**地球温暖化防止活動推進員 (p157)**

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する。

**地球温暖化防止活動推進センター (p157)**

地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。都道府県知事等が、当該都道府県等の区域に1つだけ指定することができる。

**地球温暖化防止対策推進大綱 (p104)**

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を達成するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を越える個々の対策・施策をとりまとめたもの。

**窒素酸化物 (NOx) (p49)**

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) である。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

**長期的評価と短期的評価 (p52)**

長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的で、1年を単位とした測定結果について、環境基準の達成状況を評価する方法である。短期的評価とは、監視を行った時間又は日々の測定結果について、環境基準の達成状況を評価するものである。

**鳥獣保護区 (p32)**

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

**[て]**

**テレメータシステム (p52)**

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

**[と]**

**投光器の使用 (p16)**

美しく快適な大分県づくり条例では、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止している。なお、光害とは照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。

**[な]**

**75%水質値 (p62)**

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数) のデータ値をもって75%水質値とする。(0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

**[は]**

**ばい煙 (p49)**

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

**[ひ]**

**微小粒子状物質 (PM2.5) (p53)**

浮遊粉じんのうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものをいい、人為起源のもの、自然由来のもの、大気中で二次的に発生するものがある。人為起源のものには、工場や自動車の排出ガス中に含まれるばいじん等、自然由来のものには、黄砂等の土壌粒子や海塩粒子、火山の噴煙等に含まれるものがある。また、大気中で、ガス成分 (揮発性有機化合物、窒素酸化物等) から光化学反



応等により二次的に生成されるものもある。健康影響としては、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患や肺がんのリスクの上昇、循環器系への影響が懸念されている。

## 【ふ】

### 富栄養化 (p78)

海洋や湖沼で窒素、燐等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

### 不法投棄 (p96)

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に投棄する行為のことで、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている

### 浮遊粉じん (Dust又はSP) (p53)

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。粒径がだいたい0.5～10 $\mu$ mの範囲で、都市の浮遊粉じんは、主として炭素分とタール分からできている。浮遊粉じんは非常に小さく、自分の重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度が増し、風が強くと拡散して濃度が低くなる。環境基準は粒径が10 $\mu$ m以下のもの（浮遊粒子状物質 (SPM)）及び粒径が2.5 $\mu$ m以下のもの（微小粒子状物質）について定められている。

### 粉じん (p50)

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生する物質又は飛散する物質を粉じんという。

## 【へ】

### 閉鎖性水域 (p71, 78)

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

## 【ほ】

### 放射線 (p95)

主な放射線には、 $\alpha$ 線・ $\beta$ 線・ $\gamma$ 線の3種類がある。 $\alpha$ 線は高速のヘリウム原子核であり+

(プラス)の電荷を持っている。 $\beta$ 線は高速の電子で- (マイナス)の電荷を持っている。また $\gamma$ 線は電磁波の1種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力 (性質) のことである。

## 【よ】

### 容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) (p100)

家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化 (リサイクル)」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

## 【B】

### BOD (生物化学的酸素要求量) (p62, 73)

水中の汚濁物質 (有機物) が20 $^{\circ}$ C、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。→COD

## 【C】

### COD (化学的酸素要求量) (p62)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質 (主として有機物) を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

### COOL CHOICE (賢い選択) (p104)

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するという目標達成のために温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動・統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかける

[D]

DO (溶存酸素) (p63)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

[H]

HEMS (p115)

Home energy Management System (家庭用エネルギーマネジメントシステム) の略。住宅のエアコンや照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムなどの創エネ機器と、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器等をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギー管理を行うシステム。

[N]

Nm<sup>3</sup>/h (ノルマル立方メートル毎時) (p14)

気体の標準状態における1時間当たりの排出量を表す単位。気体は、温度・圧力によって体積が変化するため、温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した量である。

[P]

pH (ピーエイチ) (p63, 110)

水素イオン濃度指数で、mol/L単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。pH = -log [H<sup>+</sup>] pH = 7 は中性、pH < 7 は酸性、pH > 7 はアルカリ性を表す。

ppm (ピーピーエム) (p54)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg (約1L) 中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb (10億分の1)、ppt (1兆分の1) も用いられる。

[S]

SS (Suspended solid) (p63, 73)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

[T]

TEQ (p90)

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準(1)として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。

[W]

WECPNL (p227)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの頭文字で、直訳すると「加重等価平均感覚騒音レベル」となる。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、複数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位で「うるささ指数」と呼ばれることもある。空機騒音の特徴をよく取り入れた単位としてICAO (国際民間機航空機関) が提案した国際単位である。平成24年度末まで、航空機騒音の評価指標として使用されていたが、現在はLden (Level day evening night、時間帯補正等価騒音レベル) が使用されている。